第6次二宮町総合計画 策定方針

1. 趣旨

総合計画は地方自治体にとって重要な骨格となる計画であり、中長期的な展望により、町の将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示したものである。現在のまちづくりの指針である「第5次二宮町総合計画」が令和4年度で満了するため、現計画における成果及び課題並びに町の特性、問題点、社会情勢、住民・各種団体等の意見を踏まえ、今後10カ年の長期的なまちづくりの基本方針と、取り組むべき施策等を示す第6次二宮町総合計画(以下「次期計画」という。)を策定する。

2. 計画期間と構成

社会環境の変化に適切に対応し、計画の実行性を確保する必要があるため、次期計画の策定にあたり、総合計画の構成と期間について、次の点を考慮し、見直しを行う。

① 計画期間

人口減少や人口構造の変化など、様々な時代の変化に的確に対応し、持続可能なまちづくりを行うため、次期計画は、現計画と同様に計画期間を 10 年とする。なお、各施策の機能を発揮しより効果的な計画とするため、10 年の基本構想のほか、5 年毎(2 期)の基本計画を策定する。

② 構成

町民にとって分かりやすく、共有しやすい計画とするため、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造で構成する。また、「二宮町総合戦略」及び「二宮町行政改革」は総合計画と一体的に推進する必要があるため、次期計画に統合する。

基本構想

令和5年度(2023年度)~令和14年度(2032年度)

町の10年間のビジョン(見通し)を定めた構想です

基本計画

前期基本計画(5ヵ年) 令和5年度~令和9年度 (2023年度~2027年度) 後期基本計画(5ヵ年) 令和 10 年度~令和 14 年度 (2028 年度~2032 年度)

基本構想に基づいて、2期に分けて作成する中期的な計画です 時代の変化やまちづくりの実績に基づいて見直します

実施計画

基本計画に基づいて具体的な事業を掲げます 基本計画の計画期間に沿って策定し、毎年度の見直し、点検を行います

3. 基本方針

次期計画の策定にあっては、次のことを計画づくりの基本方針とする。

① 町民とともにつくり育てる計画

子どもから高齢者まで幅広い世代の多様な意見・提案を丁寧に聴き、適切に施策や目標へ反映することで、町民とともに計画を作りあげる。また、計画の方向性を町民と共有しながらまちづくりを進める必要性を明確にするため、協働によって推進する計画であることを明示する。

② 町民に身近で分かりやすい計画

総合計画は、町民と地域とともに進めていくまちづくりの指針となる計画であることから、町民に親しまれ、分かりやすい計画である必要がある。計画の構成や内容などについては、町民の視点に立った分かりやすい構成や表現に努める。

③ 将来を見据え持続可能な行政運営ができる計画

近年多発する大規模災害を始め、感染症の流行等、様々な社会環境変化の中でも対応できる、強靭でしなやかなまちづくりが必要である。状況を的確に見極めその変化に対応でき、持続可能なまちづくりにつながる計画づくりに努める。

④ 効率的で実効性のある計画

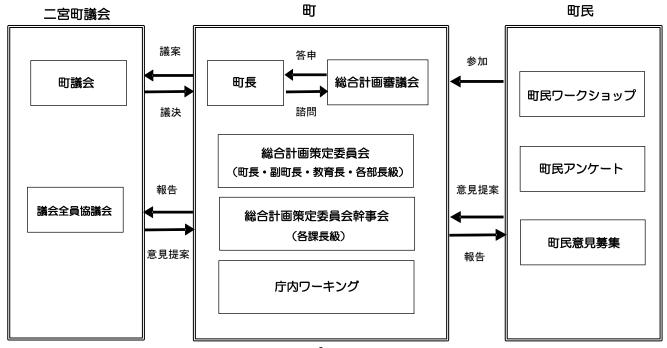
厳しい財政状況の中で、計画の実効性を高めるため、町全体の枠組みにおける経営的な視点に立った計画づくりを行うとともに、選択と集中による効率的で実効性のあるメリハリのある計画づくりに努める。

⑤ 地域資源の力を生かす計画

町の歴史や文化、景観や自然環境、人材等の貴重な地域資源を生かし、まちの魅力を最大限に発揮できるように努める。また、まちづくりに携わる様々な人材を「人財」として捉え、より前向きで活気あるまちづくりを推進する。

4. 策定体制

行政、町民、外部検討組織、議会等との連携により検討を進める。



(1) 町議会

議決機関として、町の基本構想の議決を行う。町は、議会から様々な観点での意見・提案を受けるため、基本構想の策定段階から、議会全員協議会等において報告を行う。

(2)総合計画審議会

二宮町総合計画審議会条例に基づき設置する付属機関で、町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査及び審議し、町長に答申する。

(3) 町民参加

① アンケート調査

施策に対する町民ニーズと評価を把握し、今後の施策の方向性について検討を行うため、町民を対象にアンケート調査を実施する。

- ② 町民ワークショップ 公募町民で構成し、テーマごとにまちづくりに係る意見を提案する。
- ③ 意見公募 計画策定段階における公正性や透明性を確保するとともに、町民に対して 広く意見を聴取するため、意見公募を実施する。

(4) 庁内検討組織等

① 総合計画策定委員会

町長、副町長、教育長、各部等の長で構成し、町民からの意見等を踏まえて、 基本構想・基本計画・実施計画の策定を行う。

- ② 総合計画策定委員会幹事会 各課等の長で構成し、総合計画策定に関する各課間の最終調整及び協議を 行う。
- ③ 庁内ワーキング

中堅職員を中心に分野ごとの基礎資料のまとめ及び意見提案を行うとともに、全職員による計画全般について広く提案を募集する。

5. 策定スケジュール

| 年度 | 月 | 内容 | |
|----|------|---------------------------------------|----------------------|
| | | 町 | 外部 |
| 3 | 5~11 | ・町民アンケート実施・分析 5~10月 | |
| | | ・ワークショップ実施・まとめ(町民・職員) 7~11月 | |
| | 12 | 基本構想 案作成(12~4月) | |
| | 1 | | 総合計画審議会 諮問・答申(1~3月) |
| | 3 | | パブコメ募集 |
| 4 | 6 | 基本構想 議会上程・決議 | |
| | | 基本計画 案作成(6~2月) | |
| | 10 | | 総合計画審議会 諮問・答申(10~2月) |
| | 12 | | パブコメ募集 |
| | 3 | 基本計画完成 | 議会全員協議会報告 |